

令和4年12月26日

舞鶴市議会議長 鯛 慶一 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

(公 印 省 略)

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和4年12月5日に提出された住民監査請求については、合議により次のとおり決定したので通知する。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以下のとおり却下する。

記

1 請求の概要

令和3年4月に文化親善大使委嘱式が行われたが、文化親善大使規則は令和4年4月より施行されているため、委嘱式が行われたときには根拠となる規則がない。この委嘱式に関する費用774,352円は法第242条に規定する違法又は不当な公金支出である。

本請求は住民監査請求の対象となる行為があった日から1年が経過しているが、同規則が令和4年4月に施行されていること、また委嘱式に係る資料が情報公開で開示され、請求人が対象となる行為を知った時期が令和4年8月であるため、職員措置請求書の受付を願う。

2 判断に至った理由

法第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為等があると認めるときは、これを証する書面を添え住民が監査を求め、被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる住民監査請求について規定している。

法における支出負担行為は、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為等であり、予算の執行は公金を支出する義務を負担する行為でその多くの

場合は地方公共団体の負担する支出義務と等価関係にある負担を相手方も負う双務契約によるものである。

本事業は市議会定例会において議論された文化施策の一つであり、関連業務の費用は契約等に基づいて支出されており、同規則の有無が支出の要件となるものでない。また、同規則の制定前には要綱があり、支出は法や会計規則に基づき適正に執行されており、不当や違法な行為はない。

同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」として、監査請求の期限を定めている。

請求人は、対象の行為から1年を経過しているが、規則の施行が令和4年4月であること、情報公開請求により対象を知ったのが令和4年8月であることから本件の受理を要望している。これらの理由は、規則が費用に無関係であることや最高裁判所の判例から住民監査請求の期限を渡過した正当な理由とはならず、明らかに期限を過ぎており監査請求の対象とならない。

したがって、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。